

特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等・地方公共団体等編）（平成26年特定個人情報保護委員会告示第6号）の一部改正の新旧対照表

○平成26年特定個人情報保護委員会告示第6号（特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等・地方公共団体等編））  
（傍線部分は改正部分）

改正後			改正前（平成27年10月5日公表）		
特定個人情報の適正な取扱いに 関するガイドライン （行政機関等・地方公共団体等編）			特定個人情報の適正な取扱いに 関するガイドライン （行政機関等・地方公共団体等編）		
目次～第1（略） 第2 用語の定義等			目次～第1（略） 第2 用語の定義等		
本ガイドラインで使用する用語の定義等については、法令上の定義等に従い、次の表のとおりとする。			本ガイドラインで使用する用語の定義等については、法令上の定義等に従い、次の表のとおりとする。		
項番	用語	定義等	項番	用語	定義等
①～②	（略）	（略）	①～②	（略）	（略）
③	個人番号	番号法第7条第1項又は第2項の規定により、住民票コードを変換して得られる番号であって、当該住民票コードが記載された住民票に係る者を識別するために指定されるものをいう（番号法第2条第6項及び第7項、第8条並びに <b>第51条</b> 並びに附則第3条第1項から第3項まで及び第5項における個人番号）。 【番号法第2条第5項】	③	個人番号	番号法第7条第1項又は第2項の規定により、住民票コードを変換して得られる番号であって、当該住民票コードが記載された住民票に係る者を識別するために指定されるものをいう（番号法第2条第6項及び第7項、第8条並びに <b>第67条</b> 並びに附則第3条第1項から第3項まで及び第5項における個人番号）。 【番号法第2条第5項】
④	特定個人情報	個人番号（個人番号に対応し、当該個人番号に代わって用いられる番号、記号その他の符号であって、住民票コード以外のものを含む。番号法第7条第1項及び第2項、第8条	④	特定個人情報	個人番号（個人番号に対応し、当該個人番号に代わって用いられる番号、記号その他の符号であって、住民票コード以外のものを含む。番号法第7条第1項及び第2項、第8条

改正後			改正前（平成 27 年 10 月 5 日公表）		
		並びに第51条並びに附則第3条第1項から第3項まで及び第5項を除く。）をその内容に含む個人情報をいう。 【番号法第2条第8項】  ※ 生存する個人の個人番号についても、特定個人情報に該当する（番号法第1条参照）。			並びに第67条並びに附則第3条第1項から第3項まで及び第5項を除く。）をその内容に含む個人情報をいう。 【番号法第2条第8項】  ※ 生存する個人の個人番号についても、特定個人情報に該当する（番号法第37条参照）。
⑤～⑮	(略)	(略)	⑤～⑮	(略)	(略)
<b>第3 総論</b> <b>第3-1 目的</b> <p>個人情報保護委員会（以下「委員会」という。）は、個人情報保護法第51条に基づき、個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることその他の個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護するため、個人情報の適正な取扱いの確保を図ること（個人番号利用事務等実施者に対する指導及び助言その他の措置を講ずることを含む。）を任務としている。本ガイドラインは、番号法第4条及び個人情報保護法第51条に基づき、行政機関等及び地方公共団体等が特定個人情報の適正な取扱いを確保するための具体的な指針を定めるものである。</p>			<b>第3 総論</b> <b>第3-1 目的</b> <p>特定個人情報保護委員会（以下「委員会」という。）は、番号法第37条に基づき、国民生活にとっての個人番号その他の特定個人情報の有用性に配慮しつつ、その適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずることを任務としている。本ガイドラインは、同法第4条及び第37条に基づき、行政機関等及び地方公共団体等が特定個人情報の適正な取扱いを確保するための具体的な指針を定めるものである。</p>		
<b>第3-2～第3-3 (略)</b> <b>第3-4 番号法の特定個人情報に関する保護措置</b> (1) (略) (2) 委員会による監視・監督 委員会は、特定個人情報の取扱いに関する監視・監督を行うた			<b>第3-2～第3-3 (略)</b> <b>第3-4 番号法の特定個人情報に関する保護措置</b> (1) (略) (2) 委員会による監視・監督 委員会は、特定個人情報の取扱いに関する監視・監督を行うた		

改正後	改正前（平成 27 年 10 月 5 日公表）
<p>め、次に掲げる権限を有している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>個人番号利用事務等実施者に対し、特定個人情報の取扱いに関し、必要な指導及び助言をすることができる。この場合において、特定個人情報の適正な取扱いを確保するために必要があると認めるときは、当該特定個人情報と共に管理されている特定個人情報以外の個人情報の取扱いに関し、併せて指導及び助言をすることができる（番号法第36条）。</li> <li>特定個人情報の取扱いに関して法令違反行為が行われた場合において、その適正な取扱いの確保のために必要があると認めるときは、当該違反行為をした者に対し、期限を定めて、当該違反行為の中止その他違反を是正するために必要な措置をとるべき旨を勧告することができる（同法第37条第1項）。</li> <li>勧告を受けた者が正当な理由なく勧告に係る措置をとらなかったときは、その者に対し、期限を定めて、勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる（同条第2項）。</li> <li>さらに、特定個人情報の取扱いに関して法令違反行為が行われた場合において、個人の重大な権利利益を害する事実があるため緊急に措置をとる必要があると認めるときは、当該違反行為をした者に対し、期限を定めて、当該違反行為の中止その他違反を是正するために必要な措置をとるべき旨を命ずることができる（同条第3項）。</li> <li>特定個人情報を取り扱う者その他の関係者に対し、特定個人情報の取扱いに関し、必要な報告若しくは資料の提出を求めること又は立入検査を行うことができる（同法第38条）。</li> </ul> <p><b>(3) 罰則の強化</b></p> <p>行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法、</p>	<p>め、次に掲げる権限を有している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>個人番号利用事務等実施者に対し、特定個人情報の取扱いに関し、必要な指導及び助言をすることができる。この場合において、特定個人情報の適正な取扱いを確保するために必要があると認めるときは、当該特定個人情報と共に管理されている特定個人情報以外の個人情報の取扱いに関し、併せて指導及び助言をすることができる（番号法第50条）。</li> <li>特定個人情報の取扱いに関して法令違反行為が行われた場合において、その適正な取扱いの確保のために必要があると認めるときは、当該違反行為をした者に対し、期限を定めて、当該違反行為の中止その他違反を是正するために必要な措置をとるべき旨を勧告することができる（同法第51条第1項）。</li> <li>勧告を受けた者が正当な理由なく勧告に係る措置をとらなかったときは、その者に対し、期限を定めて、勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる（同条第2項）。</li> <li>さらに、特定個人情報の取扱いに関して法令違反行為が行われた場合において、個人の重大な権利利益を害する事実があるため緊急に措置をとる必要があると認めるときは、当該違反行為をした者に対し、期限を定めて、当該違反行為の中止その他違反を是正するために必要な措置をとるべき旨を命ずることができる（同条第3項）。</li> <li>特定個人情報を取り扱う者その他の関係者に対し、特定個人情報の取扱いに関し、必要な報告若しくは資料の提出を求めること又は立入検査を行うことができる（同法第52条）。</li> </ul> <p><b>(3) 罰則の強化</b></p> <p>行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法、</p>

改正後						改正前（平成 27 年 10 月 5 日公表）					
<p>「住民基本台帳法」（昭和42年法律第81号）、「国家公務員法」（昭和22年法律第120号）及び「地方公務員法」（昭和25年法律第261号）においては、正当な理由なく個人情報ファイルを提供したとき、不正な利益を図る目的で保有個人情報を提供又は盗用したとき、職務上知り得た秘密を漏えい又は盗用したとき等に罰則が科されることとされているが、番号法においては、類似の刑の上限が引き上げられている等罰則が強化されている（番号法 <a href="#">第51条</a> から <a href="#">第58条</a> まで）。</p> <p>なお、次表①から <a href="#">⑤</a> までは、日本国外においてこれらの罪を犯した者にも適用される（同法 <a href="#">第59条</a>）。</p>						<p>「住民基本台帳法」（昭和42年法律第81号）、「国家公務員法」（昭和22年法律第120号）及び「地方公務員法」（昭和25年法律第261号）においては、正当な理由なく個人情報ファイルを提供したとき、不正な利益を図る目的で保有個人情報を提供又は盗用したとき、職務上知り得た秘密を漏えい又は盗用したとき等に罰則が科されることとされているが、番号法においては、類似の刑の上限が引き上げられている等罰則が強化されている（番号法 <a href="#">第67条</a> から <a href="#">第75条</a> まで）。</p> <p>なお、次表①から <a href="#">⑥</a> までは、日本国外においてこれらの罪を犯した者にも適用される（同法 <a href="#">第76条</a>）。</p>					
項番	行為	番号法	同種法律における類似規定の罰則			項番	行為	番号法	同種法律における類似規定の罰則		
			行政機関個人情報保護法 [独立行政法人等個人情報保護法]	住民基本台帳法	国家公務員法 [地方公務員法]				行政機関個人情報保護法 [独立行政法人等個人情報保護法]	住民基本台帳法	国家公務員法 [地方公務員法]
①	(略)	4年以下の懲役若しくは200万円以下の罰金又は併科 ( <a href="#">第51条</a> )	(略)	(略)	(略)	①	(略)	4年以下の懲役若しくは200万円以下の罰金又は併科 ( <a href="#">第67条</a> )	(略)	(略)	(略)
②	(略)	3年以下の懲役若しくは150万円以下の罰金又は併科 ( <a href="#">第52条</a> )	(略)	(略)	(略)	②	(略)	3年以下の懲役若しくは150万円以下の罰金又は併科 ( <a href="#">第68条</a> )	(略)	(略)	(略)
③	(略)	同上 ( <a href="#">第53条</a> )	(略)	(略)	(略)	③	(略)	同上 ( <a href="#">第69条</a> )	(略)	(略)	(略)
④	(略)	3年以下の懲役又は150万円以下の罰金 ( <a href="#">第54条</a> )	(略)	(略)	(略)	④	(略)	3年以下の懲役又は150万円以下の罰金 ( <a href="#">第70条</a> )	(略)	(略)	(略)

改正後						改正前（平成 27 年 10 月 5 日公表）					
⑤	(略)	2 年以下の懲役 又は 100 万円以下 の罰金 (第 55 条)	(略)	(略)	(略)	⑤	(略)	2 年以下の懲役 又は 100 万円以下 の罰金 (第 71 条)	(略)	(略)	(略)
(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	⑥	委員会の 委員等 が、職務 上知り得 た秘密を 漏えい又 は盗用	同上 (第 72 条)	二	1 年以下の懲 役又は 30 万以下 の罰 則 (第 44 条)	1 年以下の懲 役又は 50 万以下 の罰 則 (109 条 柱書、 同条第 12 号〔第 60 条柱 書、同 条第 2 号〕) (注)
⑥	(略)	2 年以下の懲役 又は 50 万円以下 の罰金 (第 56 条)	(略)	(略)	(略)	⑦	(略)	2 年以下の懲役 又は 50 万円以下 の罰金 (第 73 条)	(略)	(略)	(略)
⑦	(略)	1 年以下の懲役 又は 50 万円以下 の罰金 (第 57 条)	(略)	(略)	(略)	⑧	(略)	1 年以下の懲役 又は 50 万円以下 の罰金 (第 74 条)	(略)	(略)	(略)
⑧	(略)	6 月以下の懲役 又は 50 万円以下 の罰金 (第 58 条)	(略)	(略)	(略)	⑨	(略)	6 月以下の懲役 又は 50 万円以下 の罰金 (第 75 条)	(略)	(略)	(略)
<b>第 3 - 5 (略)</b>						<b>第 3 - 5 (略)</b>					
<b>第 3 - 6 特定個人情報の漏えい事案等が発生した場合の対応</b>						<b>第 3 - 6 特定個人情報の漏えい事案等が発生した場合の対応</b>					
特定個人情報の漏えい事案等が発生した場合の対応については、別に定める。						特定個人情報の漏えい事案等が発生した場合の対応については、別に定める。					

改正後	改正前（平成 27 年 10 月 5 日公表）
<p><u>※ 特定個人情報の漏えい事案等が発生した場合の対応の具体的な内容については、番号法第28条の4及び「特定個人情報の漏えいその他の特定個人情報の安全の確保に係る重大な事態の報告に関する規則」（平成27年特定個人情報保護委員会規則第5号）並びに「独立行政法人等及び地方公共団体等における特定個人情報の漏えい事案等が発生した場合の対応について」（平成27年特定個人情報保護委員会告示第1号）及び「行政機関における特定個人情報の漏えい事案等が発生した場合の対応について」（平成27年9月28日特個第581号特定個人情報保護委員会事務局長通知）参照のこと。</u></p> <p>第3-7～第4-3-(1)（略）</p> <p>第4-3-(2) 個人番号の提供の求めの制限、特定個人情報の提供制限</p> <p>1～2B a（略）</p> <p>b 個人番号関係事務実施者からの提供（第2号）</p> <p>個人番号関係事務実施者は、個人番号関係事務を処理するに当たり、必要な限度で特定個人情報を提供することとなる。</p> <p>* 行政機関等又は地方公共団体等（個人番号関係事務実施者）は、所得税法第226条第1項の規定に従って、給与所得の源泉徴収票の提出という個人番号関係事務を処理するために、職員の個人番号が記載された給与所得の源泉徴収票を<u>作成し、税務署長に提出</u>することとなる。</p> <p>* 給与受給者である職員は、扶養控除等申告書の提出という個人番号関係事務を処理するために、勤務先である行政機関等又は地方公共団体等（個人番号関係事務実施者）に対し、その扶養親族の個人番号を記載した扶養控除等申告書を提出することとなる（この場合、職員は個人番号関係事務実施者となる。）。</p>	<p>第3-7～第4-3-(1)（略）</p> <p>第4-3-(2) 個人番号の提供の求めの制限、特定個人情報の提供制限</p> <p>1～2B a（略）</p> <p>b 個人番号関係事務実施者からの提供（第2号）</p> <p>個人番号関係事務実施者は、個人番号関係事務を処理するに当たり、必要な限度で特定個人情報を提供することとなる。</p> <p>* 行政機関等又は地方公共団体等（個人番号関係事務実施者）は、所得税法第226条第1項の規定に従って、給与所得の源泉徴収票の提出という個人番号関係事務を処理するために、職員の個人番号が記載された給与所得の源泉徴収票を<u>2通作成し、1通を税務署長に提出し、他の1通を本人に交付</u>することとなる。</p> <p>* 給与受給者である職員は、扶養控除等申告書の提出という個人番号関係事務を処理するために、勤務先である行政機関等又は地方公共団体等（個人番号関係事務実施者）に対し、その扶養親族の個人番号を記載した扶養控除等申告書を提出することとなる（この場合、職員は個人番号関係事務実施者となる。）。</p>

改正後	改正前（平成 27 年 10 月 5 日公表）												
<p><b>c ~ i（略）</b></p> <p><b>j 委員会からの提供の求め</b>（第11号）            委員会が、特定個人情報の取扱いに関し、<u>番号法第38条第1項</u>の規定により、特定個人情報の提出を求めた場合には、この求めに応じ、<u>委員会に対し、特定個人情報を提供しなければならない</u>。</p> <p><b>k ~ m（略）</b></p> <p><b>C（略）</b></p> <p><b>第4-3(3)~第4-4(2)B（略）</b></p> <p><b>C 保有をやめたときの通知</b>（番号法第29条第1項又は第30条第1項により読み替えて適用される行政機関個人情報保護法第10条第3項）            行政機関の長は、<u>行政機関個人情報保護法第10条第1項に規定する事項を通知した特定個人情報ファイルについて、当該行政機関がその保有をやめたとき、又はその個人情報ファイルが同条第2項第9号に該当するに至ったときは、遅滞なく、委員会に対しその旨を通知しなければならない</u>。</p> <p>〈参考〉行政機関における <u>委員会への</u> 事前通知等の要否</p> <table border="1" data-bbox="206 1082 1093 1225"> <thead> <tr> <th>事前通知等の要否</th> <th>具体的な場面</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>必要な場合</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>不要な場合</td> <td>（略）</td> </tr> </tbody> </table> <p>（独立行政法人等及び地方公共団体等は、委員会へ事前通知等をする必要はない。）</p> <p><b>（以下略）</b></p>	事前通知等の要否	具体的な場面	必要な場合	（略）	不要な場合	（略）	<p><b>c ~ i（略）</b></p> <p><b>j 委員会からの提供の求め</b>（第11号）            委員会が、特定個人情報の取扱いに関し、<u>番号法第52条第1項</u>の規定により、特定個人情報の提出を求めた場合には、この求めに応じ、<u>委員会に対し、特定個人情報を提供しなければならない</u>。</p> <p><b>k ~ m（略）</b></p> <p><b>C（略）</b></p> <p><b>第4-3(3)~第4-4(2)B（略）</b></p> <p><b>C 保有をやめたときの通知</b>（番号法第29条第1項又は第30条第1項により読み替えて適用される行政機関個人情報保護法第10条第3項）            行政機関の長は、<u>行政機関個人情報保護法第10条第1項に規定する事項を通知した特定個人情報ファイルについて、当該行政機関がその保有をやめたとき、又はその個人情報ファイルが同条第2項第9号に該当するに至ったときは、遅滞なく、委員会に対しその旨を通知しなければならない</u>。</p> <p>〈参考〉行政機関における <u>特定個人情報保護委員会への</u> 事前通知等の要否</p> <table border="1" data-bbox="1182 1082 2056 1225"> <thead> <tr> <th>事前通知等の要否</th> <th>具体的な場面</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>必要な場合</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>不要な場合</td> <td>（略）</td> </tr> </tbody> </table> <p>（独立行政法人等及び地方公共団体等は、委員会へ事前通知等をする必要はない。）</p> <p><b>（以下略）</b></p>	事前通知等の要否	具体的な場面	必要な場合	（略）	不要な場合	（略）
事前通知等の要否	具体的な場面												
必要な場合	（略）												
不要な場合	（略）												
事前通知等の要否	具体的な場面												
必要な場合	（略）												
不要な場合	（略）												